

○主な地場産業振興条例 一覧表

(平成27年6月1日現在)

番号	都道府県名	提案者	条例の名称	提案議会	施行日
1	宮城県	議員	ものづくり産業振興に関する県民条例	平成19年2月議会	平成19年4月1日
2	新潟県	議員	新潟県優れたものづくり条例	平成23年2月議会	平成23年3月29日
3	山梨県	知事	山梨県地場産業振興条例	平成5年2月議会	平成5年4月1日
4	三重県	議員	三重県地域産業振興条例	平成17年9月議会	平成18年4月1日
5	京都府	知事	京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例	平成17年9月議会	平成17年10月18日
6	鳥取県	議員	鳥取県産業振興条例	平成23年9月議会	平成23年12月27日
7	山口県	議員	山口県ふるさと産業振興条例	平成20年12月議会	平成20年12月24日

※ 上記の一覧表の内容は、都道府県議会情報館による調査結果に、政策調査課による各都道府県の例規に係る調査結果を加味した。

○主な地場産業振興条例の目的等・特徴的な規定

(平成27年6月1日現在)

番号	都道府県名	提案者	条例の名称	目的	特徴的な規定	
1	宮城県	議員	ものづくり産業振興に関する県民条例	ものづくり産業の振興を図る。 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ものづくり事業者の経営基盤の強化 (第8条) ・ ものづくり産業における新事業の創出 (第9条) ・ 産学官の連携の推進等 (第10条) ・ 人材の育成及び定着 (第12条) ・ ものづくり産業に関する企業の立地の促進 (第13条) 	
2	新潟県	議員	新潟県優れたものづくり条例	優れたものづくりの技能及び技術の尊重及び継承を図る。 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能者等の顕彰 (第8条) ・ 技能者等の確保の促進 (第9条) 	
3	山梨県	知事	山梨県地場産業振興条例	地場産業の振興を図る。 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産業に関する政策の目標 (第3条) ・ 地場産業振興基本方針 (第4条) 	
(2)	4	三重県	議員	三重県地域産業振興条例	県内の地域経済を支える産業の振興を図る。 (前文)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興 (農林水産業の振興を含む。) に係る基本方針 (第5条) ・ 地域の特性に応じた産業の振興 (第6条)
5	京都府	知事	京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例	伝統と文化のものづくり産業の振興を図る。 (前文)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなものづくりの推進 (第7条) ・ 京もの指定工芸品、京もの技術活用品の指定 (第9条・第10条) ・ 京もの認定工芸士、京の名工の称号の授与 (第11条・第12条) ・ 伝統食品の指定等 (第14条) ・ 伝統と文化のものづくり産業の集積等による振興を図るための補助金の交付 (第15条) 	
6	鳥取県	議員	鳥取県産業振興条例	足腰の強い産業を育成し、産業の振興を図る。 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念、基本方針 (第3条・第8条) ・ 県の予算執行上の配慮 (第9条) 	
7	山口県	議員	山口県ふるさと産業振興条例	地産地消の推進によるふるさと産業の振興を図る。 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的施策 (第7条) ・ 市町、事業者等に対する支援 (第8条) 	

※ 「目的」および「特徴的な規定」の欄中の()は、それぞれの条例の根拠となる条を示している。

主な地場産業振興条例 関係資料 目次

1 宮城県	1
2 新潟県	6
3 山梨県	8
4 三重県	10
5 京都府	13
6 鳥取県	18
7 山口県	22

○ものづくり産業振興に関する県民条例（平成19年3月30日条例第47号）

宮城県は、海や山の幸、さらには大地の多彩な食材に恵まれ、古くから農林水産業を中心とした経済が発展するとともに、東北の中心的な都市である仙台市を核とする、商業を中心とした経済発展の歴史を持っている。

しかしながら、近年、県内全域を俯瞰すると、主に仙台圏域以外の地域においては、人口減少や高齢化が進行し、地域の活力が衰退しているところが見受けられ、均衡のとれた地域経済の発展が求められている。

また、本県の一人当たり県民所得は、全国中位の状況が続いている、加えて、今日までの県民所得の増加は、生産性の向上よりもむしろ人口の増加を要因とする部分が大きいように見られることから、人口減少時代を迎えるに当たり、将来的に県経済が縮小する事態も懸念されるところである。

一方、わが国全体に目を向けると、ものづくり産業が拡大成長した地域においては、県民所得の水準が向上している傾向にあることから、地域の所得水準を向上させるためには、技術革新による生産性の向上を図り、ものづくり産業を発展させていくことが不可欠と言える。

さらに、ものづくり産業は雇用及び生産誘発効果が高いとともに、事業所の立地が必ずしも都市部に近接する必要がないことから、その振興により、偏りのない地域経済の活性化につなげができる効果も見込まれる。

翻って、本県の産業構造を見ると、ものづくり産業の中心である製造業の割合が相対的に低く、製造品出荷額も伸び悩んでおり、本県にとって、ものづくり産業を振興し、人口動態、経済環境の変化に対応できる産業構造を構築し、富の創出を図ることが緊要な課題である。

このような中で本県の地域経済を支える企業は、経済のグローバル化により、内外を問わず、厳しい競争下にあり、ものづくり事業者についても、大手企業に依存した下請け的体質から脱却し、研究開発力及び技術力を備えた知識集約型の競争力ある企業へ脱皮することを目指し、関係機関と連携しながら努力を続けていくことが求められている。

本条例は、こうした考え方のもと、県民の県民による県民のためのものづくり産業の振興について、県、ものづくり事業者、県民等の責務等を定めるとともに、目指すべき方向性を明らかにし、かつ、共有することにより、ものづくり事業者の質的な存続基盤の強化及び本県経済の持続的な成長を図り、もって、県民が豊かに暮らせる県土宮城を構築し、富県を達成しようとするものである。

（目的）

第一条 この条例は、本県のものづくり産業の持続的な発展を図るため、ものづくり産業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、ものづくり産業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ものづくり産業」とは、次の各号のいずれかに該当する業種をいう。

- 一 食料品製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業等の製造業
 - 二 機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業が属する業種
- 2 この条例において「ものづくり事業者」とは、ものづくり産業に属する事業を行う者をいう。
- 3 この条例において「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、ものづくり産業の発展を支えるものをいう。
- 4 この条例において「产学研官の連携」とは、ものづくり事業者、大学等(高等専門学校及び大学共同利用機関を含む。以下同じ。)、独立行政法人等(独立行政法人、地方独立行政法人及び特殊法人であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。)、産業支援機関等(一般社団法人、一般財団法人その他の団体であって、ものづくり事業者に対する支援に関する業務を行うものをいう。)、国及び地方公共団体が相互に連携することをいう。

(基本理念)

第三条 ものづくり産業の振興は、ものづくり事業者がする自主的な努力を助長することを旨として推進されなければならない。

- 2 ものづくり産業の振興は、本県の有する高度な学術機能の集積、産業基盤、豊かな自然その他の特性を生かして、推進されなければならない。
- 3 ものづくり産業の振興に当たっては、ものづくり産業に係る事業所が集積し、かつ、ものづくり産業の振興の拠点となる地域が、県内全域にわたり適正に形成されるよう配慮されなければならない。
- 4 ものづくり産業の振興に当たっては、ものづくり事業者が行う一連の事業活動を通して必要な施策が一体的かつ総合的に講じられなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、ものづくり産業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、ものづくり事業者、大学等その他の関係機関との密接な連携に努めなければならない。

(ものづくり事業者等の責務)

第五条 ものづくり事業者は、経済的・社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るために、自主的にその競争力の強化を図るよう努めるものとする。

- 2 ものづくり産業に関する団体は、その活動を行うに当たっては、ものづくり産業の振興に積極的に取り組むとともに、県が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第六条 県民は、ものづくり産業の振興が県民生活の向上に寄与することを踏まえ、県が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ものづくり産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- 一 ものづくり事業者が有するものづくり基盤技術の高度化を促進し、その経営基盤の強化を図ること。
- 二 ものづくり産業における新事業の創出を図ること。
- 三 産学官の連携の推進を図ること。
- 四 ものづくり事業者の事業環境の整備を図ること。
- 五 ものづくり産業を担う人材の育成及び定着を図ること。
- 六 ものづくり産業に関する企業の立地の促進を図ること。

(ものづくり事業者の経営基盤の強化)

第八条 県は、ものづくり事業者の製品開発力及び技術提案力の向上を図り、その競争力を高めるとともに、その経営基盤の強化を図るため、ものづくり基盤技術の高度化の促進、経営能率の向上の促進その他必要な施策を総合的に推進するものとする。

(ものづくり産業における新事業の創出)

第九条 県は、ものづくり事業者の競争力の強化に資し、かつ、将来において成長発展が期待される分野における新たな事業の創出を促進するため、必要な施策を推進するものとする。

(産学官の連携の推進等)

第十条 県は、新たな事業の創出を促進し、並びにものづくり基盤技術の高度化及びものづくり産業を担う人材の育成を図るため、産学官の連携によるものづくり基盤技術の高度化等に関する研究開発及びその成果の利用の促進、産学官の多様な交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、知的財産の活用によるものづくり事業者の競争力の強化を図るため、大学等における研究成果のものづくり事業者への移転の促進、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業環境の整備)

第十二条 県は、ものづくり産業の集積を促進し、及びものづくり事業者の自主的かつ自立的な事業活動を支援するため、産業基盤の整備、資金供給の円滑化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び定着)

第十二条 県は、ものづくり産業の競争力を支える人材の育成及び定着を図るため、大学等における研究成果を活用した事業を実施するものづくり事業者の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、事業者、大学等その他の関係者と協調して、ものづくり産業の競争力を支える人材の育成及び定着を推進するために必要な体制の整備を行うものとする。
- 3 県は、ものづくり産業を担う人材の資質の向上を図るために、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)等におけるものづくり事業者を活用した産業教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 県は、ものづくり基盤技術に対する关心と理解を深めるため、小学校、中学校、高等学校等におけるものづくり基盤技術に関する教育の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(ものづくり産業に関する企業の立地の促進)

第十三条 県は、社会资本の整備の状況、土地利用の動向等から、ものづくり産業に関する企業の立地に適すると認められる区域において、その立地を促進するための有効な土地利用がなされるよう、関係市町村その他の関係機関と連携を図りつつ、必要な施策の推進に努めるものとする。

- 2 県は、ものづくり産業に関する企業の立地に係る手続の円滑化及び迅速化を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 3 県は、ものづくり産業に関する企業の立地を促進するため、情報の提供、立地に必要な資金の供給の円滑化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(表彰等)

第十四条 県は、新商品又は新技術の開発、経営又は生産方式の改善等に関し優れた業績を挙げたと認められる者その他のものづくり産業の振興に寄与した者に対し、表彰、新商品の需要の開拓に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への協力及び支援)

第十五条 県は、市町村が実施するものづくり産業の振興に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

(行政体制等の整備)

第十六条 県は、第七条の基本方針に基づく施策の推進に努めるほか、ものづくり産業の振興に向けた組織体制等行政体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第十八条 知事は、毎年度、ものづくり産業の振興に関して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 知事は、毎年度、ものづくり産業の振興に関して講じた施策の実施の状況を議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第五七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

○新潟県優れたものづくり条例 (平成23年3月29日条例第20号)

(目的)

第1条 この条例は、ものづくりの技能及び技術が本県経済において果たす重要な役割に鑑み、優れたものづくりの技能及び技術の尊重及び継承に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及びものづくりに関する事業を行う者(以下「ものづくり事業者」という。)の役割を明らかにするとともに、ものづくりの技能及び技術を有する者(以下「技能者等」という。)の地位向上のための基本的な事項を定め、もって本県経済の持続的な発展及び県民が誇りを持つことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 ものづくりの技能及び技術の尊重及び継承は、県、県民、ものづくり事業者及び関係団体(ものづくり事業者で組織する団体及びものづくりに関する事業を支援する団体をいう。以下同じ。)の適切な役割分担及び相互の連携の下に、次に掲げる事項を基本として、その実現が図られなければならない。

- (1) ものづくりの重要性を認識するとともに、優れた技能者等をたたえる気運を醸成することにより、技能者等が尊ばれる社会の実現を目指すこと。
- (2) 技能者等、特に次代の社会を担う若年者である技能者等が誇りを持つことのできる環境を整備すること。
- (3) 優れたものづくりの技能及び技術の継承を促進すること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、技能及び技術を尊重する気運の醸成、技能者等の地位の向上並びに技能及び技術の継承の促進に関する施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、その効果的な実施を図るため市町村及び関係団体との連携協力に努めるものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、ものづくりの社会貢献について理解を深めるとともに、技能者等を尊ぶ社会の実現に協力するよう努めるものとする。

(ものづくり事業者の役割)

第5条 ものづくり事業者は、基本理念にのっとり、その事業に従事する者が業務に必要な免許又は資格を取得するための必要な援助その他技能及び技術の向上を図るために環境の整備をすることにより、職業能力開発の機会を確保し、ものづくりに関する中長期的な人材の育成を行うよう努めるものとする。

2 ものづくり事業者は、技能及び技術の継承を促進するために、優れた技能者等の能力を

活用した後継者の育成に努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 県は、技能及び技術を尊重する気運の醸成、技能者等の地位の向上並びに技能及び技術の継承の促進に関する施策を推進するため、予算の範囲内で、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報啓発等)

第7条 県は、ものづくりの技能及び技術が尊重される気運の醸成を図るため、ものづくりの重要性について県民の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動等を行うものとする。

(技能者等の顕彰)

第8条 県は、優れた技能者等又は後継者の育成に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

2 県は、市町村又は関係団体が技能者等の顕彰をしようとする場合には、当該市町村又は関係団体の求めに応じ、情報の提供及び助言を行うものとする。

(技能者等の確保の促進)

第9条 県は、職業に就こうとする若年者に対する情報の提供その他の技能者等の確保を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○山梨県地場産業振興条例（平成5年3月26日条例第17号）

（目的）

第一条 この条例は、地場産業が本県の経済及び県民生活において果たす役割の重要性にかんがみ、地場産業に関する政策の目標を明らかにするとともに、その目標の達成に資するための施策に関し基本となるべき事項を定めることにより、地場産業の振興を図り、もって本県の経済の内発的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「地場産業」とは、地場中小企業者の営む事業をいう。

2 この条例において「地場中小企業者」とは、資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業を中心とする事業として営み、かつ、県内に主たる事務所を有するものをいう。（平一八条例四六・一部改正）

（政策の目標）

第三条 県の地場産業に関する政策の目標は、地場中小企業者の創意ある努力を助長し、地場中小企業者の経営の基盤の強化を図るとともに、社会的経済的環境の変化に即応した事業活動を促進することにより、地場産業における製品の高付加価値化及び事業活動の自立化が進展することを目途として、地場産業の成長発展を図ることにあるものとする。

（地場産業振興基本方針）

第四条 知事は、前条の目標を達成するための基本方針（以下「地場産業振興基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 地場産業振興基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 地場産業の振興に関する基本姿勢
 - 二 地場産業の振興に関する施策の大綱
 - 三 その他地場産業の振興のために必要な事項
- 3 知事は、社会経済情勢の変化により必要が生じたときは、地場産業振興基本方針を変更するものとする。
- 4 知事は、地場産業振興基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策）

第五条 知事は、地場産業振興基本方針に基づき、地場産業の振興のための施策を総合的かつ計画的に講ずるものとする。

- 2 知事は、前項の施策を講ずるに当たっては、地場中小企業者の企業規模、経営形態等につき必要な考慮を払うものとする。

(財政上の措置)

第六条 県は、前条第一項の施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(山梨県地場産業振興審議会)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定による知事の附属機関として山梨県地場産業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、地場産業の振興に関し、知事の諮問に応じて調査審議及び意見の具申を行う。
- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。
(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附屬機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。
〔次のように〕 略

附 則(平成一八年条例第四六号)

この条例は、公布の日から施行する。

○三重県地域産業振興条例（平成17年10月21日条例第82号）

三重県は、温暖な気候、風土などの自然条件に恵まれるとともに、京阪神及び中京の大消費地に近接することから、各地域においては地域の特性に応じた農林水産業が営まれてきた。これらの農林水産業は、水源のかん養、県土の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を発揮してきた。さらに、北勢地域、伊賀地域などにおいては、石油化学、輸送用機械、電気機械などの産業の集積が進み高い生産性を有している。このような産業資源の蓄積は、先人たちのたゆまぬ努力により築き上げられたものであり、地域経済の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかしながら、近年、社会経済活動における国際化の進展や社会的経済的環境の変化などが地域経済に大きく波及し、県民の生活に大きな影響を与えている。

このような事態に対し、県民、産業に携わる者、市町及び県が協働することを通じて三重県の将来を支える産業を力強く振興していくことにより、これから時代を担う若者が地域の将来について希望を抱くことのできる活力のある地域社会を実現していかなければならない。また、三重県は南北に長く、産業資源の蓄積の状況が地域により異なるため、県内一律の産業振興施策ではなく、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進していくことが必要である。

ここに、県内の地域経済を支える産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展と県民生活の安定向上に寄与するため、この条例を制定する。

（基本理念）

第一条 地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に發揮され、自らの創意工夫、地域の特性を生かした活動及び地域間の連携が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。

一部改正〔平成二五年条例二号〕

（県の責務）

第二条 県は、前条の基本理念にのっとり、地域における産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、教育機関、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力に努めなければならない。

一部改正〔平成二五年条例二号〕

(事業者の責務)

- 第三条 事業者は、第一条の基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 事業者は、地域の振興に資するため、地域社会と密接な連携を確保し、地域社会における課題について協調して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第四条 県民は、地域における産業の振興が県民の生活の安定向上に寄与することにかんがみ、県内で生産され、製造され、又は提供される物品等（第七条において「県内物品等」という。）及び産業に携わる者の活動について関心を深め、県が実施する地域における産業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

- 第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

- 一 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展を促進すること。
 - 二 情報通信技術の活用、産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出を促進すること。
 - 三 地域の多様な資源、特性等を生かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること。
 - 四 産業を担うべき人材の育成及び働く場の確保を図ること。
 - 五 研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究開発に係る人材の育成を図ること。
 - 六 安全で安心な農林水産物及び製品等の生産及び流通を促進すること。
 - 七 観光及びその関連産業の振興を図ること。
 - 八 地域の自主的な取組による農山漁村、商店街等の活性化を促進すること。
 - 九 國際的視点に立った産業活動を促進すること。
- 2 農林水産業の振興に係る基本方針は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。
- 一 農林水産業が有する多面的機能が十分に發揮されるよう、環境と調和のとれた持続可能な農林水産業を促進すること。
 - 二 県内で生産される農林水産物を県民が愛着を持って消費し、又は利用することを通じて、その需要の増進を図るとともに、地域が培ってきた生活文化への県民の理解を深めること。
- 3 農林水産業を除く産業の振興に係る基本方針は、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。
- 一 自然的経済的・社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携を促進し、産業の集積を図ること。
 - 二 地域の振興に寄与し、又は地域の雇用の場の確保若しくは雇用機会の創出に資することが見込まれる企業の県内への立地を促進すること。
 - 三 中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に努めること。

一部改正〔平成二五年条例二号〕

(地域の特性に応じた産業の振興)

第六条 県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働及びこれらの者の意見の施策への反映に努めるものとする。

一部改正〔平成二五年条例二号〕

(広報活動)

第七条 県は、地域における産業の振興に資するため、県内物品等及び産業に携わる者の活動についての県民の関心を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第八条 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の規定については、経済的・社会的環境の変化及びこの条例の施行の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

一部改正〔平成二五年条例二号〕

附 則(平成二十五年二月二十八日三重県条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

○京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成17年10月18日条例第42号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 基本的な施策（第6条—第16条）

第3章 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会等（第17条・第18条）

第4章 雜則（第19条）

附則

京都の長い歴史と風土の中ではぐくまれ、先人達のたゆまぬ努力と研さんによって磨かれた京都の伝統と文化のものづくり産業は、日本の伝統と文化を支え、世界に誇る府民の貴重な財産であるとともに、きものをはじめとする様々な工芸品や伝統食品などを通じて、四季折々の生活を彩ってきた。また、伝統と文化のものづくり産業は、社会的な分業体制を形成しながら地域とともに発展し、近代産業を生み出す基盤としての機能を果たしてきた。

現在、日々の暮らしの中から伝統的な生活文化が失われつつあり、それと密接に結びついてきた伝統と文化のものづくり産業の多くは、存続が危ぶまれるほど厳しい状況にあるが、一方で、ゆとりや潤いのある生活が求められ、伝統的な日本文化への評価が高まってきている。

こうした状況において、京都の伝統と文化のものづくり産業が、伝統的な技術等の保存や継承をしながら、伝統を生かした生活文化を創造する産業として発展するとともに、伝統的な技術と先端技術等との融合によって時代の変化に適合した新たなものづくりを推進し、より豊かで文化的な社会を実現するために大きな役割を果たしていくことが期待されている。また、伝統と文化のものづくり産業が世界の人々からあこがれの対象であり続けることが、国際社会の中で京都の輝きを増す大きな力となる。

このような認識の下に、府、事業者及び府民が力を合わせて伝統と文化のものづくり産業の振興を図るための基本理念を定めるとともに、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、関係市町村との連携を図りつつ、特に伝統と文化のものづくり産業の多くが集積する京都市と協調して、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において、「伝統と文化のものづくり産業」とは、京都の伝統と文化にはぐくまれ、伝統的に使用されてきた素材、技術又は意匠を用いて伝統と文化を支えるものを作り出す産業をいう。

(基本理念)

第2条 伝統と文化のものづくり産業の振興は、府、伝統と文化のものづくり産業にかかわる事業者（以下「事業者」という。）及び府民がそれぞれの役割を果たしながら、次に掲げる事項に関する取組を一体となって推進することを基本としなければならない。

- (1) 伝統的な技術等を保存し、及び継承し、並びに伝統と文化のものづくり産業の次代を担う人材を育成すること。
- (2) 伝統的な素材、技術又は意匠を生かし、又は先端技術等と融合させることにより、時代の変化に適合した新たなものづくりを推進すること。
- (3) 伝統を生かした新たな生活文化を創造し、伝統と文化のものづくり産業の需要基盤を拡大すること。

(府の責務)

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、伝統と文化のものづくり産業の振興に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、小規模な事業者が多い伝統と文化のものづくり産業の特性並びに伝統的な技術等を保存し、及び継承する技術者の役割の重要性に配慮するものとする。
- 3 府は、伝統と文化のものづくり産業から生み出される工芸品等の活用に努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、伝統と文化のものづくり産業の継承及び発展のため、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 伝統と文化のものづくり産業に必要な技術、人材等の生産基盤を保持すること。
- (2) 伝統的な素材、技術又は意匠を生かした新たなものづくりを進めること。
- (3) 伝統を生かした新たな生活文化の提案及び普及を行い、現在及び将来の需要基盤を形成すること。
- (4) 伝統と文化のものづくり産業が正しく理解されるよう、消費者に対する情報を提供すること。

(府民の役割)

第5条 府民は、基本理念にのっとり、伝統と文化のものづくり産業に対する理解を深めるとともに、伝統と文化のものづくり産業から生み出される工芸品等を日常生活に取り入れよう努めるものとする。

第2章 基本的な施策

(人材育成の推進等)

第6条 府は、伝統的な技術等を保存し、及び継承し、並びに次代を担う人材を育成することを推進するため、伝統と文化のものづくり産業の生産基盤を保持する取組の推進その他

の必要な施策を講じるものとする。

(新たなものづくりの推進)

第7条 府は、事業者による伝統的な素材、技術又は意匠の新分野への活用、先端技術等との融合、既存分野での応用等により伝統を生かした新たなものづくりを推進するため、事業者間の交流又は連携及び事業者と試験研究機関又は大学との連携の促進、事業者に対する情報の提供、伝統と文化のものづくり産業の集積の促進その他の必要な施策を講じるものとする。

(伝統を生かした生活文化の創造の推進等)

第8条 府は、府民が広く伝統と文化のものづくり産業に対する理解を深めることにより伝統を生かした新たな生活文化の創造を推進するため、伝統と文化のものづくり産業に関する教育及び学習の振興並びに知識の普及その他の必要な施策を講じるものとする。

2 府は、観光旅行者等の滞在者が広く伝統と文化のものづくり産業に対する関心を高めるため、伝統と文化のものづくり産業に関する啓発、情報の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(京もの指定工芸品)

第9条 知事は、規則で定めるところにより、伝統的な技術等を保存し、及び継承し、並びに次代を担う人材を育成することを推進するため、次の各号の要件のいずれにも該当する京都の工芸品を、京もの指定工芸品として指定することができる。

- (1) 製造工程の主要部分が手工業的な方法又は手工業的な方法を応用した方法により製造されること。
- (2) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (3) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、又は伝統的に使用されてきた意匠が用いられ、製造されるものであること。

2 知事は、前項の規定による指定を行うときは、第17条第1項に規定する京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会の意見を聞くものとする。

3 京もの指定工芸品を製造する者又はその者を構成員とする団体は、第1項の規定により指定を受けた工芸品について、京もの指定工芸品であることを表示することができる。

(京もの技術活用品)

第10条 知事は、規則で定めるところにより、伝統を生かした新たなものづくりを推進するため、京もの指定工芸品に使用されている技術等を活用して新たに生み出される物であつて、次の各号の要件のいずれかに該当するものを、京もの技術活用品として指定することができる。

- (1) 伝統的な技術又は技法が、製造工程の一部に活用され、製造されるものであること。
 - (2) 伝統的に使用されてきた原材料又は意匠が用いられ、製造されるものであること。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、京もの技術活用品について準用する。この場合において

て、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項」と、同条第3項中「第1項の規定により指定を受けた工芸品」とあるのは「第10条第1項の規定により指定を受けた物」と読み替えるものとする。

(京もの認定工芸士)

第11条 知事は、規則で定めるところにより、伝統と文化のものづくり産業を支える技術を継承し、次代を担う人材を育成するため、次の各号の要件のいずれにも該当すると認める者に対し、京もの認定工芸士の称号を授与することができる。

(1) 京もの指定工芸品の製造に従事していること。

(2) 京もの指定工芸品の製造に関して、規則で定める実務経験及び技術を有していること。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による称号の授与について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「第11条第1項」と読み替えるものとする。

(京の名工)

第12条 知事は、規則で定めるところにより、特に優れた技術を有し、伝統と文化のものづくり産業の振興及び発展に顕著な貢献をした者に対し、京の名工の称号を授与することができる。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による称号の授与について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「第12条第1項」と読み替えるものとする。

(表彰)

第13条 知事は、規則で定めるところにより、伝統と文化のものづくり産業の振興及び発展に寄与したものを表彰することができる。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による表彰について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「第13条第1項」と読み替えるものとする。

(伝統食品の指定等)

第14条 知事は、第9条から第11条までの規定の例により規則で定めるところに従い、伝統と文化のものづくり産業から生み出される京都の伝統食品等に関する、指定及び称号の授与をすることができる。

(伝統と文化のものづくり産業の集積等による振興を図るための補助金の交付)

第15条 府は、伝統と文化のものづくり産業の集積等によりその振興を図るために、知事が別に定める地域に立地するものの事業の用に供する土地及び設備の取得等に要する経費並びに従業員の雇用に要する経費に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(財政上の措置)

第16条 府は、伝統と文化のものづくり産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

第3章 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会等

(京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会)

第17条 この条例の規定に基づく知事の諮問のほか、伝統と文化のものづくり産業に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、伝統と文化のものづくり産業の振興に関する事項について、知事に建議することができる。
- 3 審議会は、委員15名以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進組織)

第18条 府は、伝統と文化のものづくり産業から生み出される工芸品等の活用、需要の拡大等により伝統と文化のものづくり産業の振興を図るため、事業者、府民等と一体となった推進組織を整備するものとする。

第4章 雜則

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進及び育成に関する条例（平成13年京都府条例第40号）の一部を次のように改正する。
〔次のように〕 略

○鳥取県産業振興条例（平成23年12月27日条例第68号）

本県の産業は、近年の社会経済活動における国際化の進展や国内外における競争の激化と流通構造の変化の中で、事業者の経営環境が圧迫され産業の空洞化が危惧されるなど、大変厳しい環境にさらされている。

このような中、本県の経済の発展及び雇用の確保を期するためには、関西経済圏との融合及び環日本海時代の幕開けをにらみつつ、本県の伝統と文化の中で育った優れた地域の人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等を生かしながら、事業者がその能力を最大限に發揮して主体的かつ創造的な事業活動を行うことにより、強い競争力を有する安定した事業者へと成長発展していくことが不可欠である。

そのためには、県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民は、地域経済の持続的発展においてますます増大する事業者の役割を認識し、事業者が事業活動を円滑に行えるよう緊密に連携協力しながら、これを支援することが重要である。

ここに、私達は、一丸となって、すべての事業者が伸び伸びと事業活動を行うことができる環境整備を推進し、本県の産業を振興することにより、経済活力に満ちあふれ、県民が心豊かで安心して生活できる鳥取県の構築を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、事業者が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務、事業者、支援団体及び大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行う者をいう。

2 この条例において「支援団体」とは、県内に主たる事務所を有する商工会議所、商工会連合会、農業協同組合その他特別の法律により設立された組合その他の事業者の事業活動を支援する団体をいう。

3 この条例において「大学等」とは、県内に所在する大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。

4 この条例において「県産品利用」とは、県内において生産された農林水産物、加工品等及び県外において生産された当該農林水産物を主たる原材料とする加工品を県内外で消費することをいう。

5 この条例において「ブランド」とは、他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。

6 この条例において「物品等」とは、動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。

- (1) 事業者の自主的な事業活動が助長されること。
- (2) 県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資すること。
- (3) 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民の連携協力により推進されること。
- (4) 県内の優れた人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、第8条に規定する基本方針を踏まえ、産業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、産業の振興に関する施策を実施する市町村に対し、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業環境の変化に対応し、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

2 支援団体は、基本理念にのっとり、事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するよう努めるものとする。

3 事業者及び支援団体は、県が行う産業の振興に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第6条 大学等は、基本理念にのっとり、地域の人材の育成並びに研究の成果の普及及び活用が県内の産業の振興に資するものであることを理解し、県が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第7条 県民は、産業の振興が自らの生活の安定及び向上に寄与するものであることを理解し、県が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 本県産業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。

- (2) 従業員が子育て等をしやすい職場環境の整備に取り組む事業者の育成を図ること。
 - (3) 事業者の経営の革新を促進するための技術研究の推進及び事業の効率化を図ること。
 - (4) 事業者に対する資金の供給の円滑化を図ること。
 - (5) 事業者の受注機会の増大を図ること。
 - (6) 県産品利用の促進を図ること。ただし、農林水産物の加工品については、県内で生産された農林水産物の加工品であって、既にブランドが創出され、又は新たにブランドを創出しようとするもの及びそれを生産することにより県土の保全に寄与するものに重点を置きつつ促進を図ること。
 - (7) 事業者又は大学等が保有する技術又は研究成果及び県内の人材の活用の促進を図ること。
 - (8) 事業者の新たな市場の開拓に向けた取組の促進を図ること。
 - (9) 事業者の商品等におけるブランドの創出を図ること。
 - (10) 事業者の創業及び新たな事業の創出を図ること。
 - (11) 産学金官(事業者、大学等、金融機関並びに国、市町村及び県をいう。)の有機的な連携を強化し、技術研究の強化、技術の移転及び研究成果の事業化の促進を図ること。
 - (12) 企業の立地用地の確保等のための環境整備を図りつつ、企業立地を促進するとともに、事業者の有機的な連携を強化し、産業の集積を図ること。
- 2 県は、前項の基本方針に基づき事業者に対する施策を講ずる場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの(以下「県内事業者」という。)であるかどうか及び当該事業者(県内事業者を除く。)が県内事務所等を有して事業活動を行うことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

(県の予算執行上の配慮)

- 第9条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことにかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材及び物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。
- 2 知事等は、前条第2項に規定する貢献を特にしていると認める県内事業者以外の事業者又はそれらが参加する事業体について、前項の規定に準じた配慮をすることができるものとする。
- 3 知事等は、毎年度、工事(一請負契約につき請負金額が1,000万円以上のものに限る。)、委託業務(一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。)及び物品等の調達(一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。)における事業者の受注の状況を公表するものとする。

(財政上の措置等)

第10条 県は、産業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとし、産業の振興のために必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○山口県ふるさと産業振興条例（平成20年12月24日条例第51号）

山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれるとともに、長年にわたり培われてきた歴史と文化が存在していることから、地域の特性を生かした農林水産業や中小の事業者による多彩な商工業が営まれる一方で、瀬戸内海沿岸地域を中心に、基礎素材型及び加工組立型の産業の集積が見られる。

このような様々な産業の事業者は、地域に根ざした経済活動を行うことによって、優れた生産物、製品等を産出し、県民の衣食住を支えるとともに、雇用及び所得の確保など地域経済の維持に貢献し、本県発展の礎として大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、経済のグローバル化、国民の価値観の多様化、少子・高齢化の進行等によって地域間の競争が激化しており、地域の活力への影響が懸念されている。

こうした時代にあって、地域の活力を高めて将来にわたり本県が持続的な発展を遂げるためには、県民がふるさとを愛しあぐくむ意識を持って、ふるさと産業の重要性について理解を深めるとともに、生産物及び製品の消費及び利用並びに事業者が提供するサービスを利用するなどの自発的な取組を進めていくことが重要である。

また、この取組は、安心で安全な県民生活の確保及び食料自給率の向上に資するとともに、生産物及び製品の輸送に伴い排出される二酸化炭素等の削減による地球温暖化の防止等に寄与することからも、推進されるべきものである。

ここに、私たちは、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して、県民、事業者、関係団体、市町及び県が協働して、ふるさと産業の振興に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、地産地消の推進によるふるさと産業の振興について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び関係団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地産地消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ふるさと産業を育成し、もって活力ある地域の経済社会の形成及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「ふるさと産業」とは、県内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいう。

2 この条例において「県産品等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は県内で製造され、若しくは加工された物品
- 二 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品
- 三 県内で提供されるサービス

3 この条例において「地産地消」とは、県産品等を消費し、又は利用することをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、事業者の組織する団体又は地産地消の推進を目的

とする団体をいう。

(基本理念)

第三条 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、県、事業者、関係団体及び県民による協働の精神に基づき、自発的に行われることを旨として促進されなければならない。

2 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、地域における人、物及び情報の交流により経済を活性化させ、県産品等の需要の拡大及び事業者の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、国、市町、事業者、関係団体及び県民と連携を図りながら、行政の各分野において、地産地消に関する施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者、関係団体及び県民が自発的な意思により地産地消に取り組む気運の醸成その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び関係団体の責務)

第五条 事業者及び関係団体は、県民が県産品等に愛着を持つことができるよう情報の提供及び発信に努めるとともに、良質かつ安全で安心することができる県産品等を県民に対して安定的に供給することができる体制を整備するよう努めるものとする。

2 事業者及び関係団体は、自主的かつ創造的な事業活動を行うとともに、県民の意向を踏まえた商品の開発を行うことにより、ふるさと産業が多様で活力あるものとして成長するよう努めるものとする。

3 事業者及び関係団体は、県産品等の生産、製造等に当たっては、他の県産品等の消費及び利用並びにふるさと産業に属する事業を行う者の利用の拡大に配慮するよう努めるものとする。

4 事業者及び関係団体は、その事業活動を行うに当たっては、環境に配慮するとともに、地域社会と協働し、地域の発展に資するよう努めるものとする。

5 事業者及び関係団体は、県が実施するふるさと産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、ふるさと産業の振興が県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、自ら進んで県産品等を消費し、及び利用するよう努めることによって、地産地消の推進に積極的な役割を果たすものとする。

2 県民は、県が実施する地産地消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第七条 県は、地産地消を推進してふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 観光の振興、農山漁村との交流等の取組を促進することにより、事業者と県民との相互理解の増進を図ること。
- 二 ふるさと産業を支える幅広い人材の育成及び確保を図ること。
- 三 地域に存在する資源を活用した創業及び新たな事業分野の開拓を促進すること、資金調達を円滑化すること等により、中小企業の育成及び支援を図ること。
- 四 产学公の連携(事業者、大学、県等の相互の連携をいう。)並びに農商工等の連携(農林漁業者と中小の事業者等との相互の連携をいう。)による研究開発及び多様な技術の交流により、県産品等を活用した新商品の開発及び販売先の拡大を図ること。
- 五 ブランド化(地域に存在する資源を活用して物品の付加価値を高め、情報発信力及び競争力の面で優位性を持つことをいう。)を促進するとともに、伝統工芸の技術の伝承及び発展を図ること。
- 六 地域の特性を生かした企業立地を促進し、次代を担う産業の集積を図ること。
- 七 農林水産業と食品産業との連携により、加工食品、外食、学校給食等への利用を促進すること等により、県内で生産され、採取され、又は水揚げされた農林水産物の需要の拡大を図ること。
- 八 需要に応ずるための産地の育成及び拡大並びに資源の維持及び確保を図ること。
- 九 県内で生産された木材の利用、間伐材その他の未利用の森林資源の利用及び森林バイオマスエネルギー(森林資源から得られるエネルギーをいう。)の利用の促進を図ること。
- 十 建設工事又は物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、県の施策への協力の状況等に配慮して県内の事業者の受注の機会の確保を図るとともに、県産品等の活用を図ること。

(市町、事業者等に対する支援)

第八条 県は、市町が実施するふるさと産業の振興に関する施策並びに事業者、関係団体及び県民が行う地産地消に関する取組を支援するため、情報の提供、技術的な支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報活動)

第九条 県は、ふるさと産業の振興に資するため、地産地消に対する県民の理解及び関心を深めるための広報その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、ふるさと産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。